

医療のお知らせ

保険年金課

●国民健康保険高齢受給者証を発送しました

70歳以上75歳未満の方の国民健康保険高齢受給者証を8月1日付けで更新し、7月下旬に発送いたしました。

このたびお届けいたしました高齢受給者証の留意事項は次のとおりです。

○次回更新の日までに満75歳になる方は、有効期間が75歳の誕生日の前日までに なっています。(75歳の誕生日から長寿医療の対象者です。)

○昨年同様、平成22年4月以降の医療費一部負担金の割合は、政府の政策により変更になることがあります。

●医療費一部負担金の割合が「3割」と記載された高齢受給者証が送られてきた方へのお知らせ

70歳から74歳の方で、地方税法上の各種所得控除後の所得(課税標準額)が145万円以上の方。またはその方と同じ世帯の70歳から74歳の方は、現役並み所得の世帯とされ、医療費の一部負担金の割合は「3割」となります。ただし、次の収入基準に該当する方は、必要な書類を添付して申請することにより、申請月から「1割」(平成22年4月からは2割の予定)に変更することが可能です。

(*)収入基準

1、70歳から74歳までの国保加入者が世帯に一人で、その方の平成20年1月から平成20年12月までの年収が383万円未満の場合。

2、70歳から74歳までの国保加入者が世帯に二人以上で、平成20年1月から平成20年12月までの年収が合わせて520万円未満の場合。

3、70歳から74歳までの国保加入者が世帯に一人で、その方の平成20年1月から平成20年12月までの年収が383万円以上であり、かつ特定同一世帯所属者を含めた年収を合わせて520万円未満の場合。

(*)特定同一世帯所属者とは、長寿医療制度に移行することにより国保(組合国保を除く)の資格を喪失した方で、移行時当事の世帯から継続して同じ世帯に属する方。

(*)申請に必要な書類

・平成21年度(平成20年中の収入)の所得申告書の控または市市民税申告書の控

・国民健康保険被保険者証

・高齢受給者証

・認め印

●「限度額適用認定証」、「限度額認定・標準負担額減額認定証」の8月更新について

70歳未満の方で、入院時にご利用いただく「国民健康保険限度額適用認定証」、「限度額認定・標準負担額減額認定証」(紫色)の有効期限は7月31日です。引き続き交付が必要な方は8月1日以降、認定証の更新をお願いします。

更新時必要なもの

1. 国民健康保険被保険者証
2. 認め印
3. 入院時食事代の領収書(既に90日以上入院されており、非課税の世帯の方のみ)

●市市民税非課税世帯に属する国保加入者で、入院される方がいる場合の入院時食事代の減額について

○市市民税非課税世帯に属する方で入院されている方がいる場合は、入院時食事負担金の減額制度がありますので保険年金課にご相談ください。

お問合せ担当(内線1760、1740)

保険年金課(福祉医療担当)

●老人医療「一部負担金相当額等一部助成」医療証(黄色)をお持ちの方へ

7月末に平成21年8月1日からお使いいただける新しい医療証(空色)をお送りしました。8月1日以降は必ず今回お送りした新しい医療証をお使いください。(※自立支援医療(精神通院)および結核に係る医療を受けておられる方については、受給者証または患者票の有効期限を限度とした有効期間の医療証を発行しています。)

●老人医療証(ピンク色)をお持ちの方へ

7月末に平成21年8月1日からお使いいただける新しい医療証(オレンジ色)をお送りしました。8月1日以降は必ず今回お送りした新しい医療証をお使いください。なお、誕生日が昭和14年10月31日以前の70歳未満の方で、市市民税非課税世帯(社会保険の方は被保険者も非課税)の方は、申請により老人医療証の交付が受けられます。

また、市市民税非課税世帯の方が入院される時は、入院時一部負担金(医療費・食事代)の減額制度が使えるので加入している健康保険で申請してください。

お問合せ担当(内線1320)

7月号広報の訂正のお知らせ

7ページ「国保若年被保険者健診意向調査を実施しました」の記事の中、調査結果報告8行目、受診しないと答えた者が439人は、443人の誤りでした。訂正しお詫び申し上げます。

定額給付金の申請はお済みですか?

定額給付金の申請期間は平成21年10月1日までとなります。申請期間を過ぎますと受給できなくなりますので、お早めに申請手続きをしてください。申請書が届いていない方、紛失した方は右記までお問い合わせください。

また、申請をお済ませいただいた方は、通帳記入で振込をご確認ください。(振込日の通知書等は送付していません。)

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

不審な問い合わせなどがありましたら、迷わず、市や最寄りの警察署(または警察相談電話(#9110))にご連絡ください。

お問い合わせ

定額給付金等事業推進チーム

☎072-958-1111(代表)内線(3530~3532)